

令和6年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、急激な人口減少と高齢化により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、市町村が住民サービスを将来にわたり安定的に提供できる機能や体制を確保するために行う将来のあり方議論に必要な情報を収集・分析するとともに、市町村の現状や将来、基礎自治機能の充実・強化に向けた取組に対する府民の理解を促進し、あり方議論への機運醸成を図るため、「令和6年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和6年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務

(1) 業務の趣旨・目的

急激な人口減少と高齢化の進展により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、住民に身近な基礎的な自治体である市町村が、住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保するため、市町村支援等に係る府の責務等を定めた『大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例』（令和6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）が施行された。

条例では、府の責務として、市町村が財政収支をはじめとする将来の予測を行うことができるよう、情報の提供、市町村との連携その他の必要な措置を講ずること（第7条）、基礎自治機能の充実及び強化について市町村自らが住民とともに丁寧な議論を行い、必要な施策が適切に実施されるよう、気運の醸成に努めること（第8条）、市町村や地域の現状を十分に把握するとともに、基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を実施するため、調査及び研究に取り組むこと（第9条）、市町村の現状及び今後直面すると想定される課題に関する情報の発信並びに当該市町村の現状等について市町村と認識を共有するために必要な施策に取り組むこと（第10条）、基礎自治機能の充実及び強化の重要性について、住民の理解を深め、その協力を得ることができるよう、市町村の取組等に関する情報の発信及び提供その他必要な措置を講ずること（第11条）などが定められている。

本業務では、市町村の将来のあり方議論の推進に向け、市町村及び府民に対してあり方議論の前提となる情報の提供並びに気運の醸成を図ることを目的とし、人口減少と高齢化が市町村の行財政運営や府民の暮らしに及ぼす影響等について調査研究を行うとともに、基礎自治機能の充実及び強化並びに市町村の将来のあり方議論の重要性について戦略的な情報発信を実施するものである。

(2) 業務概要 ※詳細は、別紙「仕様書」に記載のとおり

1) 市町村の将来のあり方議論の前提となる情報に係る調査研究

- (1) 各種政府統計及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口・世帯数（以下「社人研推計」という。）等を用いた人口減少・高齢化の態様等に係る基礎データの収集・

整理及び分析

- (2) 人口減少・高齢化の住民生活への影響等に係るデータの収集・整理及び分析
 - (3) 人口減少・高齢化の府内市町村の行財政運営への影響等に係るデータの収集・整理及び分析
 - (4) 将来を見据えた対応（市町村合併、広域連携、機関等の共同設置、外部委託など）に係る研究並びにデータの収集・整理及び分析
 - (5) 人口減少・高齢化の影響等への対応方策及び将来を見据えた対応（市町村合併、広域連携、機関等の共同設置、外部委託など）の全国事例の収集・整理及び分析
- 2) 市町村の将来のあり方議論に係る府民理解促進
- (1) 市町村の将来のあり方議論に係るシンポジウムの実施（実施回数は1回）
 - (2) 市町村の現状及び将来のあり方に対する府民の意識調査
 - (3) 情報発信ツール等の作成
- 3) その他

(3) 委託上限額

15,000,000 円（税込）

2 スケジュール

令和6年 10月9日（水）	公募開始
令和6年 10月16日（水）	質問受付締切
令和6年 11月11日（月）	提案書類提出締切
令和6年 11月中旬（予定）	選定委員会
令和6年 11月下旬（予定）	契約締結・事業開始
令和7年 3月31日（月）（予定）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 受付期間最終日（令和6年11月11日（月））までに、令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「一般種目 種目コード185（施策に関するコンサルティング業務等）」に登録されている者であること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年10月9日（水）から令和6年11月11日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

イ 配布場所及び受付場所

総務部 市町村局 振興課

住 所：大阪府大阪市中央区大手前2丁目1-22 本館5階

電話番号：06-6944-7131

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、振興課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040060/shinko/proposal.html>)

からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和6年10月9日（水）から令和6年11月11日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

オ 提出方法

上記受付期間・時間内に、受付場所に持参してください。

郵送による提出も可とします。【令和6年11月11日（月）必着】

※持参の場合は、混雑を避けるため、事前に電話連絡（06-6944-7131）をお願いします。

※郵送の場合は、配達までの送達過程が確認できる簡易書留等により提出してください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、審査用8部）

・本公募要領及び企画提案書の様式に記載の説明を熟読の上、作成してください。

※特に、様式の「8業務実施計画」及び「9企画提案」の内容については、用紙サイズは

A3横、フォントサイズは12ポイント以上、各項目ごとに1枚片面に限るのでご注意ください。

・審査用は、正本の資料から応募事業者が特定される情報（会社名、ロゴマーク等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とします。

・プレゼンテーション用の資料は、企画提案書のみとします。ただし、「8業務実施計画」や「9企画提案」などについて企画提案書を分割、拡大化、複数ページ化することは可能とします。その場合は、企画提案書と同部数作成し、あわせて提出してください。

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部）

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
- ③ 委任状（様式 7：正本 1 部）
- ④ 使用印鑑届（様式 8：正本 1 部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）

- カ 障害者雇用状況報告書の写しまたは障害者の雇用状況について（様式 10）（いずれか 1 部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・障害者雇用状況の報告義務のない方のみ「障害者の雇用状況について」を作成し提出してください。

キ 誓約書（暴排）（様式 11：正本 1 部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類は電子媒体（DVD-R 等）での提出もお願いします。

ウ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

エ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（shichoson-shinko@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「質問書（様式 12）」に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

※電子メールアドレス：shichoson-shinko@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ メール「件名」と「添付ファイル名」は、「質問：令和 6 年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務（企業名）」と明記してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話（06-6944-7131）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

エ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

オ 質問への回答は、本ホームページに掲載し、個別には回答しません

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、要求水準を60%として最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。なお、すべての提案者が要求水準(60%)を満たさない場合は、理由を明らかにした上で、最優秀提案事業者を決定しません。

イ 応募者が1者の場合も、本公募は実施するものとし、審査の結果、評価点が要求水準(60%以上)を満たす場合は最優秀提案事業者とします。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ウ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

エ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査(1者15~20分程度(質疑別、応募者数により調整))にて行います。審査の日時及び実施の詳細は、事前に連絡します。

プレゼンテーション用の資料は企画提案書のみとしますが、データベースの表示や図表の切替えなど、動作等の説明に必要な範囲でパソコン等の機材の使用を認めます。

※紙資料を使用する場合は企画提案書とあわせて提出してください。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
業務実施体制	実施体制の的確性	業務全体を統括しながら、「市町村の将来のあり方議論に係る調査研究」「市町村の将来のあり方議論に係る府民理解促進」それぞれに対して同種業務の実績があるスタッフを適切に配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。	5点
	業務責任者	同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。	6点
業務実施計画		実施方針や実施手順の妥当性を評価する。	10点
技術提案内容	市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進	市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進に係る意識調査について、情報の収集・選択、情報の整理、情報の分析・活用方法に関するノウハウや知見を活かし、合理性、実用性、実現性のある提案をしているかを評価する。	50点
		大阪府内における市町村の将来のあり方議論について、情報を発信するとともに議論の機運を醸成することを目的としたシンポジウムの開催、府民向けパンフレット及び市町村向け報告書の作成について、過去に類似業務を実施した際の経験等の独自のノウハウや知見を活かし、合理性、実用性、実現性のある提案をしているかを評価する。	10点

障がい者の雇用	企業全体において、常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているかどうか。 または、常用労働者 40 人未満の場合、資料提出日時点で 1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	4 点
価格点	価格点の算定式 満点（15 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入した数値を得点とする。	15 点
合計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を市町村局振興課ホームページ（調整中）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式6）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

8 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。